

神戸市特定教育・保育施設等及び特定乳児等通園支援事業者の確認等の手続き
に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第3章に規定する特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者の確認等の手続きに関して必要な事項を定める。

(特定教育・保育施設の確認)

第2条 法第31条第1項に規定する特定教育・保育施設の確認を受けようとする者は、「特定教育・保育施設確認申請書」（様式第1号）を市長宛に提出するものとする。

(特定地域型保育事業者の確認)

第3条 法第43条第1項に規定する特定地域型保育事業者の確認を受けようとする者は、「特定地域型保育事業者確認申請書」（様式第2号）を市長宛に提出するものとする。

(特定乳児等通園支援事業者の確認)

第4条 法54条の2第1項に規定する特定乳児等通園支援事業者の確認を受けようとする者は、「乳児等通園支援事業認可申請書（兼）特定乳児等通園支援事業者確認申請書」を市長宛に提出するものとする。

(特定教育・保育施設のみなし確認)

第5条 法附則第7条に規定する特定教育・保育施設については、「特定教育・保育施設調査票（みなし確認施設用）」（様式第3号）を市長宛に提出するものとする。

(誓約書)

第6条 第2条の申請書提出時に、法第40条第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面として、また、第3条の申請書提出時に、法第52条第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面として、それぞれ「誓約書」（様式第4号）を添付するものとする。

(確認の変更に係る事前協議)

第7条 法第32条に規定する特定教育・保育施設及び法第44条に規定する特定地域型保育事業者の確認の変更については、第7条の確認変更の申請日の3月前までに、あらかじめ「特定教育・保育施設等の確認変更に係る事前協議書」（様式第5号）を市長宛に提出するものとする。

(確認の変更等)

第8条 法第32条及び、法第44条に規定する確認の変更を受けようとする者は、「特定教育・保育施設等確認の変更申請書」(様式第6号)を提出するものとする。また、市長は、法第35条及び法第47条に規定する変更について、「特定教育・保育施設等確認事項変更届」(様式第7号)を受け付けたときは、「特定教育・保育施設等の確認事項変更届受理通知書」(様式第8号)を交付するものとする。

2 法第54条の3において準用する同法第44条に規定する確認の変更を受けようとする者は、「乳児等通園支援事業認可事項変更申請書(兼)特定乳児等通園支援事業確認変更申請書」を、法第54条の3において準用する同法第47条に規定する確認の変更を受けようとする者は、「乳児等通園支援事業認可事項変更届(兼)特定乳児等通園支援事業確認変更届」を提出するものとする。また、市長は、法第54条の3において準用する同法第44条及び第47条に規定する変更について、乳児等通園支援事業認可事項変更申請書(兼)特定乳児等通園支援事業確認変更申請書又は「乳児等通園支援事業認可事項変更届(兼)特定乳児等通園支援事業確認変更届」を受け付けたときは、「乳児等通園支援事業認可事項及び特定乳児等通園支援事業確認事項変更申請(届)受理通知書」を交付するものとする。

(利用定員の通知)

第9条 市長は、特定教育・保育施設等について、第2条から第5条及び第8条の申請により利用定員を定め、「特定教育・保育施設等の確認通知書」(様式第9号)を申請者に交付するものとする。

2 市長は、特定乳児等通園支援事業者について、第4条の申請により利用定員を定め、「特定乳児等通園支援事業者の確認通知書」(様式第12号)を申請者に交付するものとする。

(確認の辞退)

第10条 法第36条に規定する特定教育・保育施設、法第48条に規定する特定地域型保育事業者及び法第54条の3において準用する同法第48条の確認の辞退については、確認を辞退しようとする日の3月前までに、あらかじめ「特定教育・保育施設等の確認辞退届」(様式第10号)、「乳児等通園支援事業廃止・休止申請書(兼)特定乳児等通園支援事業確認辞退届出書」を市長宛に提出するものとし、市長は、「特定教育・保育施設等の確認辞退届受理通知書」(様式第11号)、「特定乳児等通園支援事業者の辞退届受理通知書」(様式第13号)をそれぞれ交付するものとする。

附則

この要綱は平成27年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日より施行する。